暮らしサポート

9月は、高齢者向け悪徳商法・振り込め詐欺被害防止キャンペーン実施中です！

注意！草刈機で大けが！

【事例1】
草刈機を使って草刈りをしていたら、刃が石にぶつかって欠け、飛んできた破片があごに突き刺さった。（60歳代男性）

【事例2】
草刈機を使い、側溝をまたいで高い箇所の草を刈っていたら、バランスを崩して片手を離してしまい、左足のふくらはぎに刃が当たって、筋肉が断裂するほどの深い傷を負った。（60歳代男性）

【事例3】
草刈機で草を刈っている途中、つる草が草刈機の刃に絡み、刃の回転が止まってしまった。回転停止操作をせずにつる草を取ったとたん、刃の回転が再開した。軍手が巻き込まれ、左手の人差し指を切断してしまった。（70歳代男性）

【ひとこと助言】
エンジンやモーターなどで動く草刈機（刈払機）は、広く一般消費者にも利用されていますが、取扱いには十分な注意が必要な道具であり、重症に至る事故も毎年発生しています。使用する際は危険性を認識し、取扱説明書をよく読むなどして正しく使うようにしましょう。欠けた刈刃の飛散による事故を防止するため、作業前に必ずカバーを取り付けておきましょう。あらかじめ石などの障害物を除去することも大切です。

作業時の服装は長袖・長ズボンとし、保護メガネ、すね当て、ヘルメットなど適切な保護具を着用しましょう。

周囲の人を巻き込んだ事故も起きています。作業時は周囲に気を配り、無理な姿勢で作業を行わないようにしましょう。

（国民生活センター見守り新鮮情報より）

古着を売るつもりが…貴金属を買い取られた

女性から「リサイクルショップを開設するので、古着や陶器などどんなものでも買い取る」と電話があり、訪問を了承した。古着などを準備して待っていると、来訪したのは男性で、「買い取るのは貴金属、テレカ、切手だけ。貴金属があれば見せてほしい」と言われた。

電話の説明と違うと戸惑ったが、すでに家の中に通していて断りにくかったため、しかたなく指輪2個を見せた。

業者は結局この指輪を6千円で買い取っただけで帰った。冷静に考えると、最初から貴金属だけが目当てだったのではないか。騙されたようだ。（60歳代女性）

【ひとこと助言】
電話で「不用品を買い取る」などと話があり、そのつもりで来訪を承諾したのに、実際は当初の話になかった貴金属の買い取りを持ちかけられるという訪問買い取りに関する相談が寄せられています。

事例の他にも、目を離した隙にアクセサリーを壊され、「壊れているから使えませんね」などと言われ無理やり買い取られたといった強引なケースもあります。

訪問販売については、現行法ではクーリング・オフの制度はありません。買い取られた商品は、あとで返品してもらおうとしても、さまざまな理由をつけられて取り戻せないことがほとんどです。買い取ってもらうつもりがないときは、きっぱり断りましょう。

（国民生活センター見守り新鮮情報より）

食の安全サポーター養成講座

調理実習を通して食の安全を考えましょう。

◇期日と内容
①10月6日（土）　クリームパンとウインナーパン
②10月27日（土）　カレーミートソースピザとゼリー
◇時間　午前10時～午後1時
◇場所　中央公民館調理室
◇参加費　両日とも300円
◇募集人数　両日とも15名
◇申込方法　9月24日（水）までに村消費生活センターに電話でお申し込みください。

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）　☎885-7141（直通）
月・水・木・金　午前9時～正午、午後1時～4時
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎0570-064-370（まもろうよ）
◇県警悪質商法110番（訪問販売等や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分　☎029-301-7379